

小分野 1-(1)-①

市民協働<sup>※1</sup> 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

① 市民と市、市民同士が、互いに対等な立場で相互に補完し合い、協働によるまちづくりが進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 市政、まちづくりに関心を持つ。
- ①2 主体性をもって積極的に市政に参画する。
- ①3 公募市民登録制度<sup>※2</sup>に登録する。

市民2人以上でできること

- ①1 市民政策提案制度<sup>※3</sup>を活用し、事業や施策の提案を行う。

事業者でできること

- ①1 市政、まちづくりに関心を持つ。
- ①2 主体性をもって積極的に市政に参画する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 本市のまちづくりを進めていくための基本的なルールを定めた生駒市自治基本条例に基づき、参画と協働のまちづくりを一層進めていきます。(市民活動推進課)
- ①2 協働によるまちづくりの担い手を養成する講座を実施します。(市民活動推進センター)
- ①3 市政への市民の理解と関心を高めるとともに、市政に市民の意見を反映させるため、ワークショップ等の手法を活用しタウンミーティングなど市民と行政が直接対話できる機会づくりに努めます。(秘書広報広聴課) No.102
- ①4 参画と協働によるまちづくりを推進するため、庁内における職員の意識の高揚を図ります。(市民活動推進課)
- ①5 審議会委員の公募、市民政策提案制度などを実施し、政策形成過程における市民参画の充実を図ります。(企画政策課)

小分野 1-(1)-①

市民協働 【重点分野】

資料

現状と課題

地域の課題を解決し、住み続けたいまちとするためには、市民や事業者、行政が互いの立場を認識し合い、自覚と責任を持ってそれぞれが役割を担いながら協働していく必要があります。

本市では、計画や条例の策定過程において、審議会等への市民委員の登用、素案に対する意見公募の実施など、市民参画の手法を拡大してきました。

また、市民と行政の協働による環境への取組や身近な公園の整備などを実施してきました。

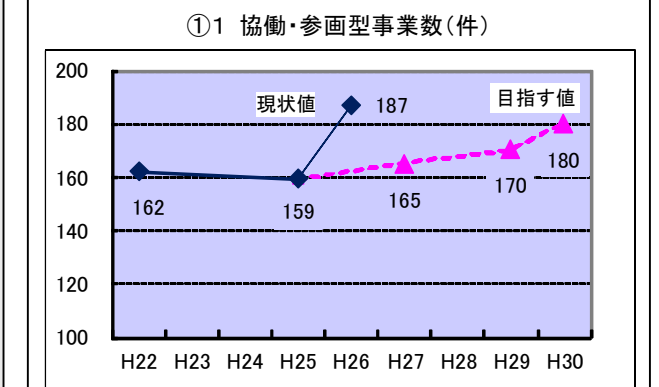
市民満足度調査の結果によると、市民の市政への関心は、6割以上の方が関心があると回答していますが、積極的な情報提供に努めながら、さらなる市政への関心を高めていく必要があります。

今後は、本市のまちづくりの基本ルールを定めた生駒市自治基本条例に基づき、参画と協働のまちづくりを一層推進していく必要があります。

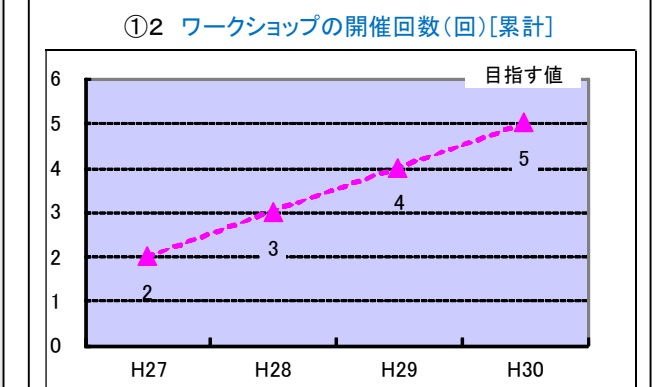
具体的な事業

- ①1 市民自治推進委員会の運営(市民活動推進課)
- ①2 組織活力アップ事業(市民活動推進センター)
- ①3 タウンミーティングワークショップの実施(秘書広報広聴課) No.102
- ①4 参画・協働の職員研修(市民活動推進課)
- ①5 審議会等の公募市民登録制度(企画政策課)  
市民政策提案制度(企画政策課)

指標



【この指標について】市民と市又は市民同士がそれぞれの役割と責任を担いながら対等の立場で相互に補完し協力する事業(協働型事業)と市の施策、事業等の計画・実施・評価やまちづくりの過程に市民が主体的に関わる事業の数で、参画・協働によるまちづくりの度合いを示します。(市民活動推進課)



【この指標について】ワークショップを開催した回数。市民と行政が同じ土俵で話し合う中で、地域の現状把握をはじめ、地域の問題点や課題を整理、分析し、計画案づくりに活かします。(秘書広報広聴課)

※1 協働:まちづくりの主体である市民と市、市民同士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を生かし、尊重しながらよりよいまちづくりに協力し合うこと。  
 ※2 公募市民登録制度:市の審議会等に学識経験者等とともに参加する公募市民に、できる限り多くの市民が参加し、幅広い意見を市政に反映するため、予め無作為抽出した市民を対象に公募市民候補者登録名簿へ登録し、審議会等の委員改選時に名簿から公募市民を選考する制度。  
 ※3 市民政策提案制度:市民から、市政に関することや地域の課題などについての創意工夫あるアイデア等を募集する制度。事業の実施を決定した提案については、事業化に向けた具体的な協議・検討を行い、市政に反映していく。

小分野 1-(1)-②

情報提供・情報公開

基本計画

4年後のまち

- ① 市民が知りたい地域や市の情報を早く・簡単・正確に入手している。
- ② 市が発信している情報を市民等がより一層有効に活用している。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 インターネットが利用できる環境を整備し、パソコン等の操作方法を習得する。
- ①2 インターネットなどを活用して積極的に情報を取得し、意見を述べる。
- ①3 広報紙などを通じて市政に関心を持ち、積極的に行事や市政に参加する。
- ②1 知りたい情報のニーズを行政に伝える。

市民2人以上でできること

- ①1 ボランティアによるパソコン講習や支援サービスを提供する。
- ①2 インターネットが利用できない人への支援として、回覧等による情報の周知・共有を図る。
- ①3 市の広報活動に協力する。

事業者でできること

- ①1 広報紙などを通じて市政に関心を持つ。
- ①2 公共サービスと民間サービスとの連携や情報共有を図る。
- ①3 市の広報活動に協力する。
- ②1 事業者としての意見を行政に伝える。

【通信事業者】

- ①4 インターネットが利用できる環境を拡充する。
- ②2 個人情報等の情報管理を徹底する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市民が必要としている情報を的確に把握し、多様な媒体を活用しながら、積極的に地域や市政の情報を発信、提供します。(秘書広報広聴課)
- ①2 すべての人が支障なく情報や機能を検索し、利用できる、使いやすいホームページを作成します。(情報政策課)
- ①3 個人情報保護と情報セキュリティを徹底します。(総務課・情報政策課)
- ①4 市民が親しみやすく、分かりやすい広報紙を作成します。定期的にアンケートを実施しながら、市民のニーズを把握し、広報紙に反映します。(秘書広報広聴課)
- ①5 情報公開制度について分かりやすく啓発・PRを行います。(総務課)
- ①6 情報公開制度について、手続きの分かりやすさ、簡素化を進めます。(総務課)
- ①7 公正性・透明性の高い行政運営を確保するため、積極的な情報公開に努めます。(総務課)
- ②1 インターネットによる情報ツールを活用するなど、即時性のある広範な情報発信や市民との情報共有に努めます。(情報政策課) No.82・No.83・No.84
- ②2 シティプロモーションを推進します。(秘書広報広聴課) No.58、No.85、No.100
- ②3 住宅団地型既存住宅受託流通促進モデル事業により、市外在住者を対象にしたモデル地区を中心に市内バスツアーを開催します。(秘書広報広聴課・建築課) No.56

資料

小分野 1-(1)-②

情報提供・情報公開

現状と課題

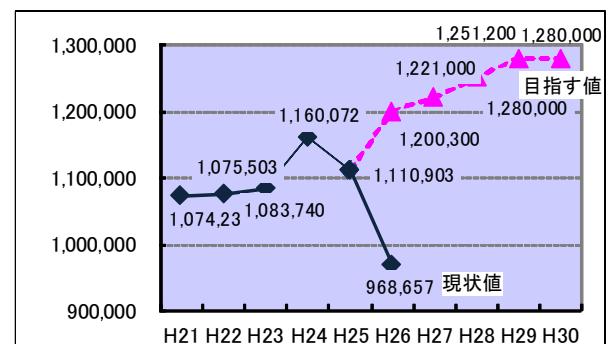
パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の普及により、インターネットを活用し誰でもどこでも必要な情報が簡単に入手できるようになりました。本市でも広報紙やホームページで地域・市政情報や暮らしの情報などを積極的に提供し、情報公開条例の改正を含め市民本位の積極的な情報公開を行っています。今後は、提供している情報が市民ニーズを的確に把握し分かりやすくタイムリーに発信できているかに留意し、求められる情報を迅速に提供できる体制を強化する必要があります。また、ツイッターなどを活用した即時性のある広範な情報発信、情報共有を図るなどの工夫も求められます。なお、高度情報化社会が発展する一方で、パソコンやインターネットを利用できる人とできない人との情報格差の広がりや、個人情報の保護も問題となってきています。そのため、インターネットと併せ、それ以外の様々な手法を用いた情報・サービス提供の方法を検討・工夫するとともに、個人情報保護と情報セキュリティに関する取組が必要です。

具体的な事業

- ①1 広報活動の強化 (秘書広報広聴課)
- ①2 ホームページのリニューアル (情報政策課)
- ①3 個人情報保護制度の運用 (総務課) 情報セキュリティ対策 (情報政策課)
- ①4 広報いこまの制作・発行 (秘書広報広聴課)
- ①5 情報公開制度の運用状況の公表 (総務課)
- ①6 情報公開制度の手続きの簡素化 (総務課)
- ①7 積極的な情報公開 (総務課)
- ②1 ツイッターを活用した情報発信 (情報政策課) オープンデータの充実 (情報政策課) No.82 IT活用やアプリ開発における関係課支援 (情報政策課) No.83・No.84
- ②2 シティプロモーション推進プロジェクトチームの設置 (秘書広報広聴課) No.58、No.85、No.100 PRサイト、公式フェイスブックの運用 (秘書広報広聴課) No.58、No.85、No.100 市PR動画の映画館CM放映事業 (秘書広報広聴課) No.58、No.85、No.100
- ②3 移住促進バスツアーの実施 (秘書広報広聴課・建築課) No.56

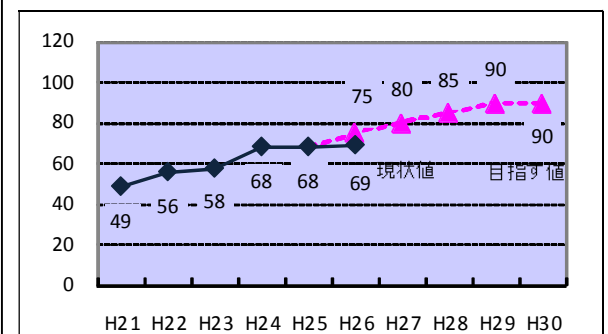
指標

①1 ホームページへのアクセス件数(件)



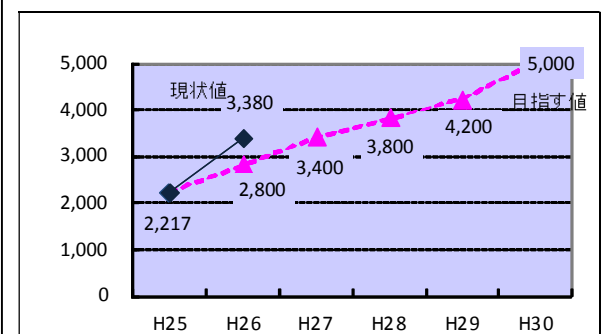
【この指標について】生駒市公式ホームページのトップページへの年間アクセス件数。より多く、分かりやすい情報発信に努め、平成30年度で平成24年度の1割程度の増加を目指します。(情報政策課)

①2 情報公開の満足度(点)



【この指標について】「市民満足度調査」における一般市民の情報公開の満足度で、満足=100点、やや満足=75点、普通=50点、やや不満=25点、不満=0点として点数化。H27年度に52点、H29年度には53点を目指します。(総務課)

② ツイッターのフォロワー数(件)



【この指標について】生駒市公式ツイッターアカウントのフォロワー数。広範な情報発信、情報共有に努め、平成25年度の倍増を目指します。(情報政策課)

小分野 1-(2)-① 地域活動・市民活動

小分野 1-(2)-① 地域活動・市民活動

基本計画

資料

4年後のまち

① 地域の連帯感や助け合いの意識が高まり、自発的な活動が進んでいる。  
町田市小分野で市民活動団体の活動が広がり、連携してまちづくりに取り組んでいる。

行政の4年間の主な取組

- ①1 広報紙等による啓発を充実し、自治会未加入者への加入促進を図ります。(市民活動推進課)
- ①2 地域コミュニティ活動の基盤組織である自治会に対し、その活動に対する支援を行います。(市民活動推進課)
- ①3 地域コミュニティの活動拠点である地区集会所の整備に対する支援を行います。(市民活動推進課)
- ①4 自治会やボランティアやNPOなど各主体の活動の発展と連携を推進するため、概ね小学校区単位のエリアを基本として、これらの多様な主体で構成される市民自治協議会の設立を促進するとともに、その活動を支援します。(市民活動推進課) No.101
- ①5 いこまどんどこまつりなどのイベントを通じて、市民間の交流を促進します。(市民活動推進課)
- ②1 「市民活動推進センターららぽーと」を運営し、ボランティアやNPO活動の情報発信を支援します。(市民活動推進センター)
- ②2 各種の講座などを通じてボランティアやリーダーの育成を図ります。(市民活動推進センター)
- ②3 市民が主体的に行う公益的なまちづくり活動の支援を充実します。(市民活動推進センター)
- ②4 「市民活動推進センターららぽーと」でのコーディネート機能の強化を図ります。(市民活動推進センター)
- ②5 マイサポ団体との協働により、マイサポいこまのさらなる活性化を図ります。(市民活動推進センター) No.103
- ②6 市民政策提案制度について広報紙や市のホームページを利用して制度の周知を行うとともに、制度の活性化を図ります。(企画政策課) No.103

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 隣近所とのつながりを大切に、地域活動にも積極的に参加する。
- ②1 自主的・自発的に公益活動に参加する。

市民2人以上でできること

- ①1 自治会等を中心に、地域での行事、催し物を開催するなど、地域での連帯感を高める。
- ①2 自分達のまちのことは、自分達で決めて行動するために市民自治協議会\*1を設置し、安全、安心、防犯、防災などの地域の課題解決に取り組む。

【ボランティア・NPO】

- ②1 まちづくり活動へ積極的に参加する。

事業者でできること

- ①1 地域の行事、協議会に参加し、住民と協力する。
- ①2 地域活動や市民活動に企業が関心を持ち、理解を示す。

現状と課題

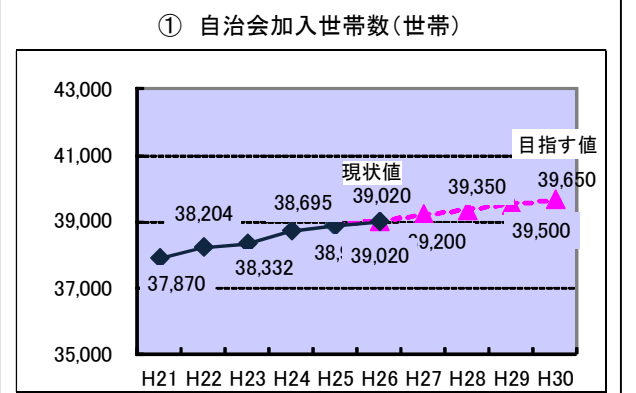
社会環境が大きく変化する中、地域内での安全や福祉に関する様々な課題に対し、行政だけで対応できる時代でなくなっており、自治会などの地域コミュニティの役割はますます重要になっています。自治会加入率は、80%を超えていますが、近年は低下傾向にあり、ライフスタイルの変化や少子高齢化、核家族化の進行等により、地域コミュニティへの帰属意識の希薄化が見られます。また、まちの活力を維持していくためには、ボランティアやNPOなどの活動が欠かせないものとなっています。

今後においては、市民や地域自らが地域の課題を解決していくことを基本に、自治会活動などの地域コミュニティ活動の促進や、ボランティアやNPOなどの市民の活動を支援していく必要があります。さらに、これら地域のことを最もよく知る多様な主体が互いに協力しながら、連携してまちづくりを進めていくことが必要となっています。

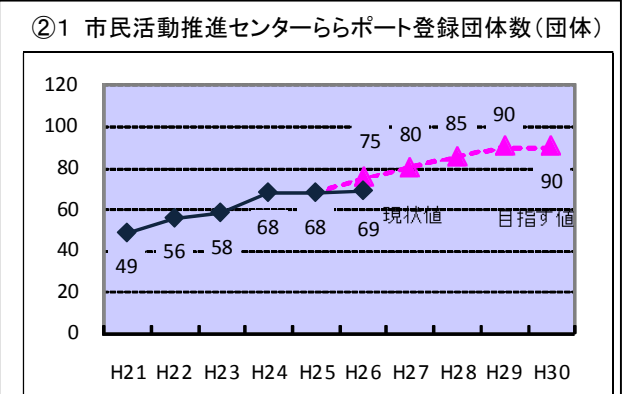
具体的な事業

- ①1 自治会加入の促進 (市民活動推進課)
- ①2 自治振興事業 (市民活動推進課)
- ①3 地区集会所補助事業 (市民活動推進課)
- ①4 地域まちづくり活動支援事業【市民自治協議会設立準備会の運営や事業の支援】 (市民活動推進課) No.101  
地域担当職員制の検討、運営費補助金の創設、拠点設備の検討、整備 (市民活動推進課) No.101
- ①5 いこまどんどこまつり (市民活動推進課)
- ②1 登録団体への支援 (市民活動推進センター)
- ②2 市民公益活動啓発事業 (市民活動推進センター)
- ②3 マイサポいこま(生駒市民が選択する市民活動団体支援制度) (市民活動推進センター)
- ②4 相談事業 (市民活動推進センター)
- ②5 マイサポいこまシンポジウムの開催(市民活動推進センター) No.103
- ②6 市民政策提案制度のさらなる周知(企画政策課) No.103

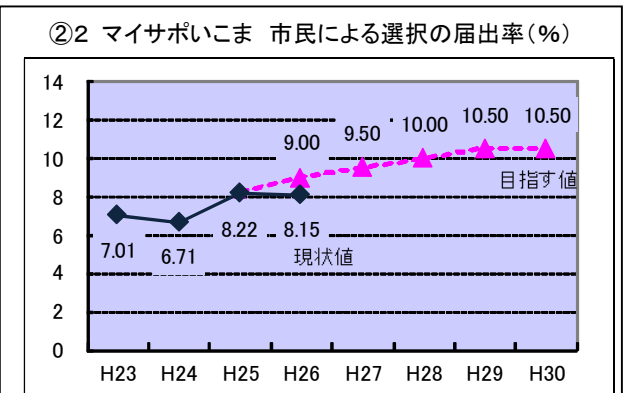
指標



【この指標について】自治会からの報告による加入世帯数。平成30年度には39,650世帯を目指します。(市民活動推進課)



【この指標について】市民活動推進センターららぽーとに登録している市民公益活動を行う団体数。同センターは市民公益活動の情報発信施設であり、同センターの運営や市民活動に対する啓発などの取組を通じて、公益活動を行う登録団体の増加を目指します。(市民活動推進センター)



【この指標について】市民による選択の届出数を、6月1日現在において本市の住民基本台帳に登録されている18歳以上の人数で除したものの。(市民活動推進センター)

\*1 市民自治協議会:一定のまとまりのある地域(おおむね小学校区程度以下の単位)において、自治会やNPOなどの多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織のこと。

小分野 1-(3)-① 人権

基本計画

4年後のまち

① 市民が人権について正しい知識や情報を持ち、お互いに理解し、尊重し合える人間関係を構築できるように、人権意識が高まっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 人権尊重の精神に対する理解を深める。
- ①2 日常生活において、人権感覚を身につける。

市民2人以上でできること

- ①1 積極的にボランティア、NPO等で人権に関して取組を行う。
- ①2 多様な人権問題に対応できるよう、行政などと連携する。
- ①3 人権教育地区別懇談会を自治会や市民自治協議会※1の行事の1つとして定着させる。

事業者でできること

- ①1 人権を尊重した事業活動を実施する。
- ①2 従業員に対する社内外での人権教育研修を推進する。
- ①3 採用条件や雇用条件を適正に整備する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 人権相談に対する適切な対応や指導、支援を行います。(人権施策課)
- ①2 市民が人権について正しい知識や情報を持つように広報、周知活動を実施します。(人権施策課)
- ①3 職員研修等により、職務執行における人権意識の高揚を図ります。(人事課)
- ①4 市民や地域向けの地区別懇談会や、事業者が実施する職場の人権研修会に講師を派遣し、人権についての教育・啓発を推進します。(人権施策課)
- ①5 市民が主体的に参加できる人権についての講座・研修会・催しの充実により、意識の高揚を図ります。(人権施策課)
- ①6 多様な人権問題に対応するため、市民や各種団体等と連携するとともに、これまで取り組んできた成果や課題を踏まえ、多様な機会や媒体を通じて教育・啓発を進めます。(人権施策課)
- ①7 学校教育や社会教育などでの人権教育の推進を図ります。(人権施策課・教育指導課)

小分野 1-(3)-① 人権

資料

現状と課題

わが国の憲法で基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利」として保障されており、21世紀は「人権の世紀」と言われています。本市では、平成17年に「生駒市人権施策に関する基本計画」を策定し、これに基づき、毎月11日の「人権を確かめあう日」の設定や、人権教育講座・研修会の実施等の人権教育・啓発の推進、人権相談の充実、ボランティア活動に対する支援を行っています。

しかし、現在でも同和問題や高齢者、障がい者などに関わる様々な人権問題が存在しています。さらに、インターネットを悪用した人権やプライバシーなどに関する新たな問題も起こってきています。

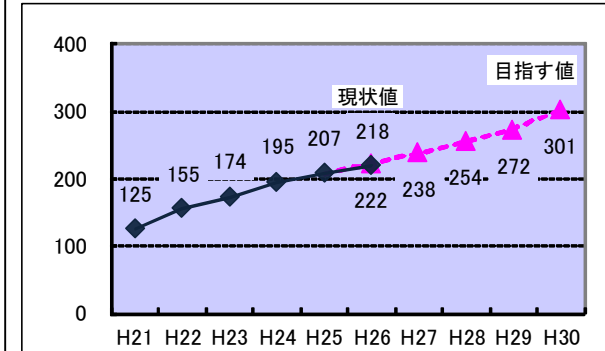
今後も市民一人ひとりが人権意識を高めるためには、効果的な人権教育・啓発を行っていくとともに、人権侵害の潜在化に対する状況把握と、迅速な対応ができる体制を整備していくことが必要となっています。

具体的な事業

- ①1 人権相談事業(人権施策課)
- ①2 「人権を確かめあう日」の広報(人権施策課)
- ①3 職員人権問題研修の開催(人事課)
- ①4 地区別懇談会の開催(人権施策課)  
人権教育研修講師派遣事業(人権施策課)
- ①5 市民集会の開催(人権施策課)  
人権教育講座「山びこ」の開催(人権施策課)
- ①6 インターネット人権セーフティネット事業(人権施策課)  
生駒市人権教育推進協議会、生駒市人権教育研究会への支援(人権施策課・教育指導課)
- ①7 人権教育の推進(人権施策課・教育指導課)

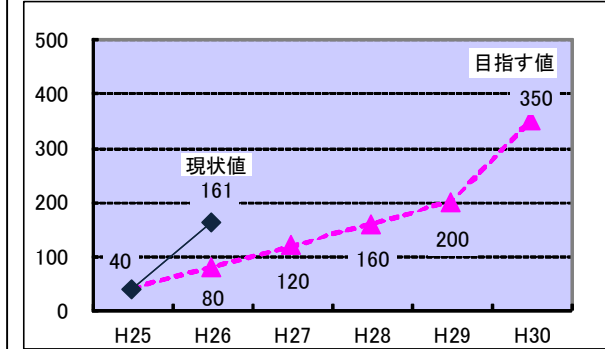
指標

①1 人権教育地区別懇談会の開催数[累計](回)



【この指標について】暮らしの中で人権が尊重できるまちづくりを目指して、平成14年度から始まった各自治会別に開催する人権教育地区別懇談会の累計回数。地区別に実施していることから年度によって開催数が増減するため、現状を基準として開催を重ねていき、人権意識の高揚を図ります。(人権施策課)

①2 講演会等に初めて参加した参加者数の延べ人数(人)



【この指標について】人権問題に関する講演会等に初めて参加した参加者の延べ人数。今後行う講演会、地区別懇談会時のアンケート調査で初めて参加した参加者数を把握し、市民の人権問題に対する関心を示す指標とします。(人権施策課)

※1 市民自治協議会:小分野1-(2)-①参照

小分野 1-(3)-②

男女共同参画

基本計画

4年後のまち

- ① 男女がお互いに相手を思いやり、尊重し、自分らしい生き方ができるように取り組んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識<sup>※1</sup>に基づく慣習、慣行、社会制度にとらわれないようにする。

市民2人以上でできること

- ① 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力する。
- ② 地域の活動や社会生活、家庭生活において、男女共同参画を推進する。

事業者でできること

- ① 従業員に対して職業生活と家庭生活が両立できるように配慮し、職場における男女共同参画を推進する。
- ② 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 広報紙や情報誌、ホームページ等、多様な媒体を通じて啓発活動を実施します。(男女共同参画プラザ)
- ① 2 市民、事業所等対象者が参加しやすく、男女共同参画の意識の啓発につながるような、講演・講座を開催します。(男女共同参画プラザ)
- ① 3 男女共同参画プラザを拠点とし、DV(ドメスティック・バイオレンス)<sup>※2</sup>やセクシャル・ハラスメント等を許さない意識啓発を推進するとともに、女性やDV被害者等への相談・支援体制を充実します。(男女共同参画プラザ)
- ① 4 「家庭」「職場」「学校」「地域」をはじめ、あらゆる分野への男女共同参画の促進がされるように啓発活動を推進します。(男女共同参画プラザ)
- ① 5 学校や地域等で、それぞれが自分の能力や個性を輝かせ、「自分らしく」生きることができる社会をめざし、出前講座を実施します。(男女共同参画プラザ)
- ① 6 市役所の女性管理職員の割合を、平成30年度当初に30%を目指して、女性躍進プロジェクトチームを編成して、行動計画を策定し、実行します。(人事課) No.106
- ① 7 「ワークライフバランス」「人材育成及び支援」「職員及び職場の意識改革」「男女共同参画視点の人事管理」「昇任試験制度の見直し」等のあり方を検討し、女性職員躍進行動計画を策定します(人事課) No.106

小分野 1-(3)-②

男女共同参画

資料

現状と課題

男性も女性もすべての人がそれぞれの有する資質・能力を十分に開発・発揮し、個人の選択に応じて納得のいく生き方ができる男女共同参画社会を実現していくことは、大きな課題です。

本市では、奈良県内でも早い時期から男女共同参画への取組を実施し、平成20年2月10日に生駒市男女共同参画都市宣言を行うとともに、平成20年4月1日には生駒市男女共同参画推進条例が施行されました。条例の施行に伴い、平成20年4月に女性センターを男女共同参画プラザに改め、相談事業や各種講座の開催、啓発活動など、取組の充実を図っています。

男女共同参画に関する意識は徐々に変化しつつあるものの、セクシュアル・ハラスメントやDVが起るなど、性差別や性別による固定的な役割分担意識が根深く存在しています。

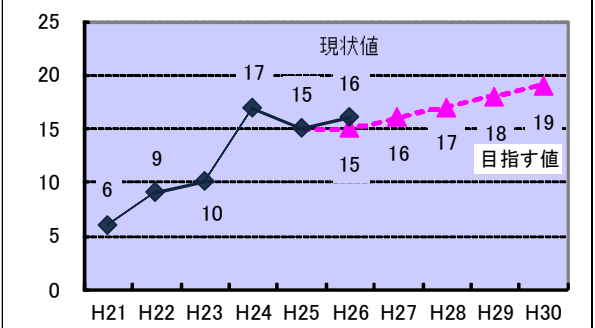
男女共同参画社会の実現のためには、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいくことが必要です。

具体的な事業

- ① 1 ViVid You&Iの発行(男女共同参画プラザ) 情報の収集・提供(男女共同参画プラザ)
- ① 2 各種講座の開催(男女共同参画プラザ)
- ① 3 女性のための相談事業(男女共同参画プラザ)
- ① 4 課題別職員研修等の実施(男女共同参画プラザ)
- ① 5 出前講座の実施(男女共同参画プラザ)
- ① 6 女性躍進プロジェクトチームの編成(人事課) No.106
- ① 7 女性職員躍進行動計画の策定(人事課) No.106

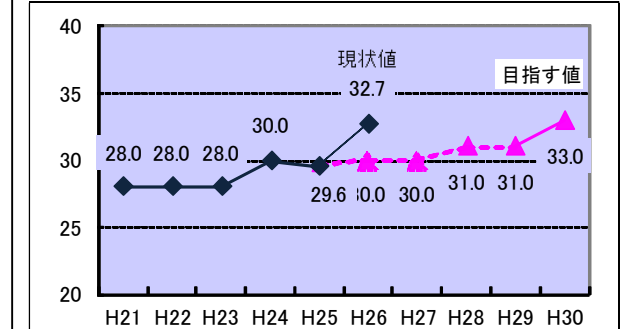
指標

① 1 男女共同参画啓発講座等の開催数(件)



【この指標について】一年間に市が主催する男女共同参画の講座等の開催数。自分の生き方や日常生活の中で、いかに思い込んでいることが多くあるかに気づき、男女共同参画の大切さを知ってもらうため、啓発の機会を増やします。(男女共同参画プラザ)

① 2 市の附属機関等の女性委員の割合(%)



【この指標について】市の附属機関等の委員総数に対する女性委員の割合。生駒市男女共同参画行動計画に基づく目標値(平成26年度40%)を踏まえ、審議会等への女性委員の参加を促進します。(男女共同参画プラザ)

※1 性別役割分担意識:男である、女であるという性別観により、「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」という、性別によって役割を固定する考え方や意識のこと。

※2 DV:Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略。夫婦や恋人など、親密な関係にある人・配偶者などから受ける暴力のこと。単なる身体的な暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力なども含まれる。

小分野 1-(3)-③

多文化共生※1

基本計画

4年後のまち

① 市民一人ひとりが、地域社会の中で互いの多様性を認め合い、市民の主体的な国際交流・相互理解ができる環境の整備が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

①1 異文化に対する理解を深め、尊重する意識を高める。

市民2人以上でできること

①1 地域においてことばや文化の違いで日常生活に不便を感じている人達のサポートを行う。  
①2 外国人住民※2が地域活動へ参加しやすい環境をつくる。

事業者でできること

①1 外国人住民の就労を支援する。  
①2 市の事業等に参加・協力する。  
①3 外国人住民にも対応したサービスの提供を行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 外国人住民の多様な文化・伝統に対する理解の推進を図ります。(人権施策課)
- ①2 青少年が多文化を理解できるような事業等を開催します。(生涯学習課)
- ①3 学校教育、社会教育における多文化共生教育を推進します。(教育指導課)
- ①4 外国人住民教育推進懇話会等の意見を踏まえ、日本語教室等の多文化共生事業の推進を図ります。(人権施策課)
- ①5 日本語が不自由な外国人住民の生活支援や国際交流活動を担うため、支援できる環境づくりを推進します。(人権施策課)
- ①6 市民向けの文書の多言語表記を推進します。(人権施策課)

小分野 1-(3)-③

多文化共生

資料

現状と課題

近年、交通機関や情報通信技術の発達に伴い、グローバル化が進み、言語も文化も違う外国人が様々な地域で暮らすようになっており、今後さらに増加していくものと考えられています。

本市の外国人住民は近年横ばいの状況で、現在1,000人近くが暮らしており、取組として平成8年(1996年)3月に生駒市国際化基本指針が、平成12年(2000年)3月に生駒市外国人住民教育指針が策定され、生活面では、日本語教室や庁舎案内版の多言語併記、ホームページの外国語翻訳など行っているほか、国際交流のつどいの開催などを行っています。

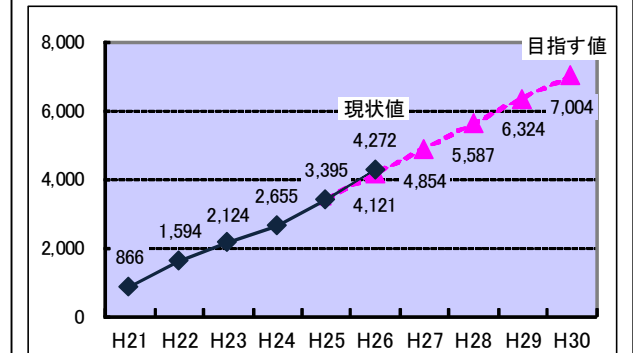
今後も、外国人住民との交流や外国の文化などを学ぶことができる機会の充実を図るとともに、外国人住民の生活支援や国際交流活動を担う体制の充実などを行い、外国人住民が快適に生活でき、日本人と外国人住民が互いに理解・尊重し合い、共生できる社会の実現のための取組が必要です。

具体的な事業

- ①1 案内版の多言語表記(人権施策課)
- ①2 国際交流事業(生涯学習課)
- ①3 多文化共生教育(教育指導課)
- ①4 日本語教室の開催(人権施策課)
- ①5 国際化ボランティア事業(人権施策課)  
ホームページの外国語翻訳(情報政策課)
- ①6 市民向けの文書の多言語表記の推進(人権施策課)

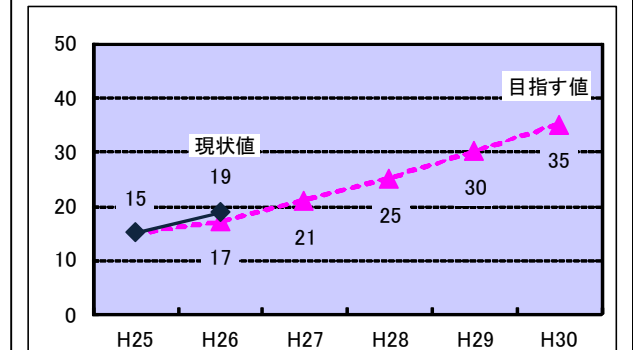
指標

①1 日本語教室の学習者の延べ学習者数(人)



【この指標について】年度ごとの学習者の累計。外国籍市民に日本語教室を提供し、外国人市民が快適な日常生活を過ごすことができるように支援することを通じて、市民の国際感覚を養成します。(人権施策課)

①2 国際化ボランティアの延べ登録者数(人)



【この指標について】市民と外国人が交流を深め、理解し合うことで、「多文化共生」社会づくりを推進することを目的に、「国際化ボランティア」の登録者の延べ人数が増加することを目指します。(人権施策課)

※1 多文化共生: 国籍や民族等が異なる人々が、互いの文化的な背景等の違いを認め合いながら人権を尊重し、地域社会の中で共に生きていくこと。  
※2 外国人住民: 本計画書では外国籍市民と外国にルーツを持つ市民の総称を意味する。

小分野 1-(4)-①

行政経営

基本計画

4年後のまち

- ① 市民ニーズに基づく行政運営が行われ、市政に対する市民の満足度が高まっている。
- ② 総合計画の進行管理が適切に行われ、計画の目標が達成されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 市が実施するアンケート調査やパブリックコメント※1で意見・要望を述べる。
- ② 総合計画の内容を知り、総合計画の4年後のまちが実現できるよう市民の役割を実践する。

市民2人以上でできること

- ① 市民政策提案制度※2を活用し、事業や施策の提案を行う。

事業者でできること

- ① 市が実施するアンケート調査やパブリックコメントで意見・要望を述べる。
- ② 総合計画の内容を知り、総合計画の4年後のまちが実現できるよう事業者の役割を実践する。

行政の4年間の主な取組

- ① 市ホームページの問い合わせメールや生駒市たけまるモニターアンケートなど、市民、地域活動団体、事業者等が意見を述べられる恒常的な広聴制度の整備と周知を図ります。(広報広聴課)
- ② 市民や利用者のニーズに即した行政サービスを提供するため、定期的に満足度調査を実施します。(企画政策課)
- ③ 事務事業の必要性や成果などを明確にし、民間委託も考慮しながら、恒常的に整理・合理化を図るとともに、行政改革大綱に基づいた行政改革を推進します。(企画政策課)
- ④ 「不正行為の防止」・「競争性の確保」・「適正な品質の確保」を基本に、市内事業者の活性化にも配慮した適正な公共調達がなされるよう、入札・契約・検査制度の改革を推進します。(契約検査課) No.93
- ② 1 総合計画の進捗状況についての情報提供を行います。(企画政策課)
- ② 2 総合計画の進行管理を適切に実施し、指標の目標値を達成できるよう予算制度と連動させます。(企画政策課)
- ② 3 各所属において主体的にPDCAサイクルマネジメント※3が運用しやすく、一層定着するように、総合計画の進行管理手法を発展させます。(企画政策課)
- ② 4 各所属における分野別計画の進行管理の定着を図ります。(企画政策課)
- ② 5 総合計画と自治基本条例、総合計画と分野別計画の関係を整理し、計画体系を検討します。(企画政策課)
- ② 6 各部長の組織運営に関するマネジメント意識の向上を図るため、部としての組織目標をそれぞれ設定するとともに、その成果を評価し、市民に公表します。(企画政策課)
- ② 7 公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等総合管理計画を策定します。(企画政策課) No.112

小分野 1-(4)-①

行政経営

資料

現状と課題

市民ニーズが多様化・複雑化する一方で、地方分権の進展に伴い、自己責任・自己決定のもと、自主性と自立性をより高めた行政運営を行う必要があります。また、厳しい財政状況のもと、限りある行政資源を有効かつ効率的に活用し、効果的な行政経営を行うことが求められています。

本市では、タウンミーティングの開催、ききみみポスト※4の設置やパブリックコメントの実施などにより、市民の意見・要望を把握し、反映させる仕組みの確立を図っています。総合計画の進行管理を行うための審議会においても、市民委員に参加してもらい、施策の達成状況や今後の方向性について意見を反映しています。

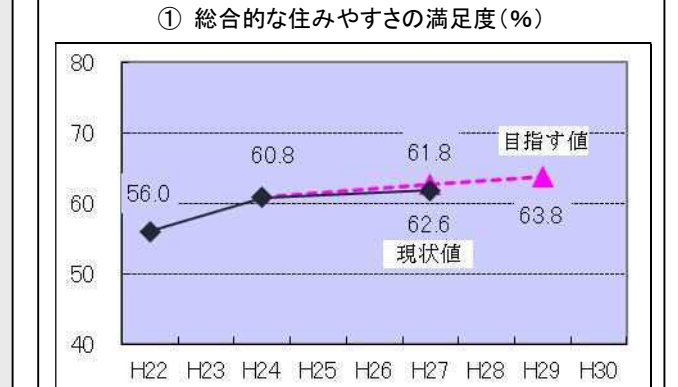
公共調達においては、事後審査型一般競争入札制度を始め、総合評価落札方式※5や電子入札制度を導入し、公正・公平な契約制度の確立を図っています。

今後も各部署において、まちづくりの主体である市民の意見を反映させながら、計画や事業の進行管理を適切・明確に行うとともに、進行管理の検証結果や市民満足度調査を踏まえ、充実が望まれる分野について施策の重点化を図るなどの対応も必要になります。

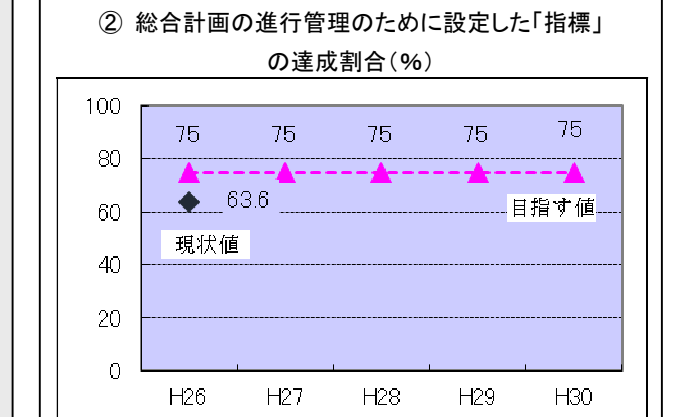
具体的な事業

- ① 広聴制度の周知(広報広聴課)
- ② 市民満足度調査(企画政策課)
- ③ 行政改革大綱後期行動計画の推進(企画政策課)
- ④ 入札・契約・検査制度の見直し(契約検査課) No.93
- ② 1 総合計画進行管理検証結果の公表(企画政策課)
- ② 2 予算反映の仕組み構築(企画政策課)
- ② 3 総合計画進行管理手法の改善(企画政策課)
- ② 4 分野別計画の進行管理の促進(企画政策課)
- ② 5 新総合計画策定事業(企画政策課)
- ② 6 「部の仕事目標」制度の管理運用(企画政策課)
- ② 7 公共施設等総合管理計画策定(企画政策課) No.112

指標



【この指標について】「市民満足度調査」における市民の総合的な住みやすさの満足度で、「非常に満足」「満足」「やや満足」と回答した人の割合。前期基本計画での目標値(平成30年度)を65%に設定していたことに鑑み、平成29年度の割合が63.8%へ増加することを目指します。(企画政策課)



【この指標について】各年度の目指す値を達成した指標数/全ての指標数。各年度の目指す値を達成した割合が、毎年度75%以上を維持することを目指します。(企画政策課)

※1 パブリックコメント:市の基本的な計画や条例等の策定にあたり、その趣旨・目的・内容を公表し、それに対する市民からの意見・情報を受け、出された意見の概要と市の考え方を公表する制度。市の基本的な計画や条例等の策定過程において市民が意見する機会を保障するだけでなく、反映すべき意見については市の基本的な計画や条例等へ反映することで、その内容をよりよいものとするを目的とする。本市では生駒市パブリックコメント手続条例を平成20年4月から施行。  
 ※2 市民政策提案制度:小分野1-(1)-①参照  
 ※3 PDCA サイクルマネジメント:「計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Action)」という工程を継続的に繰り返すことにより、計画、実施後の結果を十分に検証し、改善策やさらなる次の施策の展開につなげる仕組みのこと。

※4 ききみみポスト:市政に対する意見や提案などを寄せていただく市民意見箱のことで、身近に利用される公共施設に設置している。  
 ※5 総合評価落札方式:従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れた者を落札者とする方式。

小分野 1-(4)-②

行政サービス

基本計画

4年後のまち

- ① サービスの向上がより一層図られ、親切、丁寧で、質が高く、市民の目線に立ったサービスが提供されている。
- ② 質の高い公共施設の管理運営が、安定的に行われている。
- ③ 市民の情報通信技術を活用した行政サービスの利用が広がっている。

行政の4年間の主な取組

- ①1 住民基本台帳カード\*2を普及するとともに、利便性の高いコンビニ交付について周知し、普及に努めます。(市民課)
- ①2 たけまるモニターアンケート等で行政サービスについて意見を述べる機会を設けます。(広報広聴課)
- ②1 運営を指定管理とした施設について、運営状況の評価を実施し、質が高く安定的で効率的な公共施設の運営に努め、健康づくりや生きがい支援のための公共施設利用促進を行います。(企画政策課・生涯学習課) No.17
- ③1 インターネットを利用した各種申請・届出やイベント申込など、利用者にとって利便性の高いオンラインサービスの提供に努めます。(情報政策課)
- ③2 情報通信技術を活用した業務の効率化と市民サービスの向上を図ります。(情報政策課・市民課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 コンビニ交付や窓口専用端末機など利便性の高い行政サービスを利用する。
- ①2 サービスに対する意見をアンケートなどで述べる。

市民2人以上でできること

- ①1 アンケート等で意見を述べる。

事業者でできること

- ①1 公共施設やサービスについて民間事業者の視点から提案する。
- ①2 アンケート等で意見を述べる。

【指定管理者\*1】

- ②1 公共サービスを担うものとしての責任をもち、適正で公平なサービスを提供する。

※1 指定管理者(制度):公の施設(体育館や図書館、コミュニティセンターなど)を地方公共団体が指定する民間等の法人・団体(=指定管理者)に管理させ、その能力等を活用することによって、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とする制度。  
 ※2 住民基本台帳カード:住民基本台帳カードの発行は、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴って、平成28年1月から個人番号カードの発行を開始するまで。マイナンバー制度開始後は、個人番号カードの普及に努める。

小分野 1-(4)-②

行政サービス

資料

現状と課題

質の高い市民サービスの効率的・効果的な提供は、行政にとっての責務であり、本市においては、市民にとって利便性の高いコンビニ交付を導入し、住民票の写しや印鑑登録証明書などの発行を行っています。さらに、インターネットを利用した施設予約や各種申請などの受付も行っていきます。また、平成24年7月から市内6カ所の生涯学習施設について、サービスとコストの両面から効率的・効果的な運営を検討し、民間企業による指定管理を実施しており、今後はその効果をモニタリングし、安定的かつ効果的な施設管理運営を目指します。

今後も市民ニーズを把握し、費用対効果を検討しながら、市民にとって利便性の高いサービスを提供するため、施設の開館時間の見直しや近隣市町との連携などを図っていく必要があります。

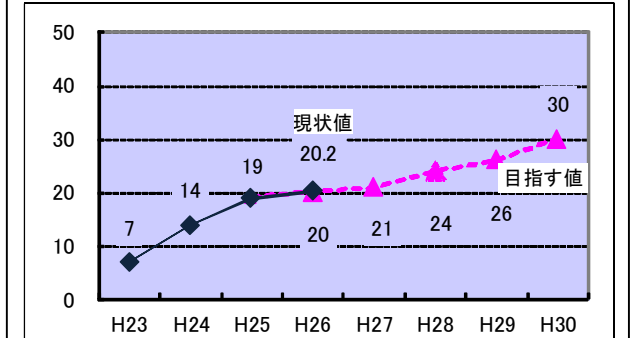
具体的な事業

- ①1 コンビニ交付事業(市民課)
- ①2 たけまるモニター(たけモニ)の運用(広報広聴課)
- ②1 指定管理者モニタリング\*3の実施(企画政策課)  
 公共施設利用促進事業(生涯学習課)No.17  
 利用制限楽器の使用を認めるなどコミュニティセンター文化ホールの利用規制緩和(生涯学習課)No.17
- ③1 奈良電子自治体共同運営システム\*4の運用(情報政策課)
- ③2 情報システム・情報ネットワークの運用管理(情報政策課)  
 コンビニ交付事業(市民課)

※3 モニタリング:指定管理者が、適正かつ確実なサービスが提供されているかを確認する手段であり、安定的・継続的にサービスを提供することが可能であるかを監視(評価)し、必要に応じて改善に向けた指導、助言を行い、その結果を公表する仕組みのこと。  
 ※4 奈良電子自治体共同運営システム:奈良県と県内市町村で構成する「奈良県電子自治体推進協議会」が運営する、申請・届出やイベント申込、施設予約ができるシステムのこと。

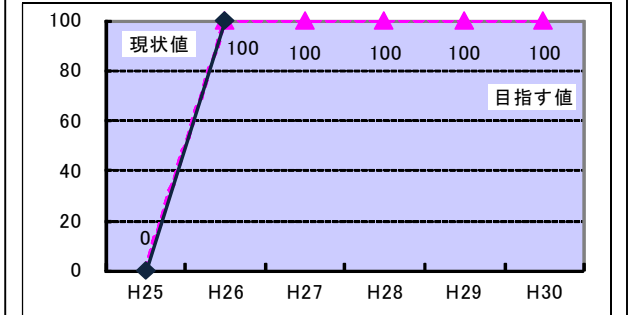
指標

① コンビニ交付及び窓口専用端末機での利用率(%)



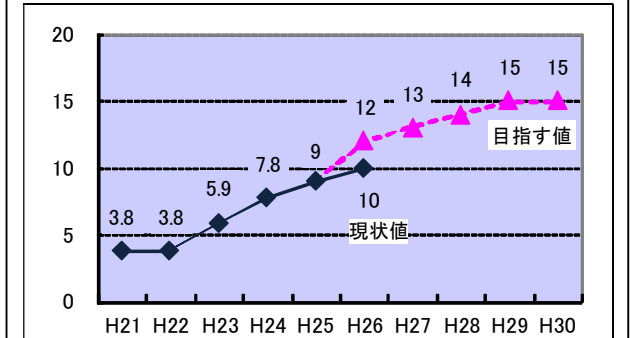
【この指標について】市民課が取り扱う窓口業務に対する住民基本台帳カードを利用したコンビニ交付及び窓口専用端末機での交付の利用割合。市民にとって利便性が高いことを示し、利用率の向上を目指します。(市民課)

② 指定管理者のモニタリング実施率(%)



【この指標について】指定管理者制度を導入した施設について、運営状況のモニタリングを実施した施設の割合。平成26年度に100%を目指し、それ以降も100%実施を維持することを目標とします。(企画政策課)

③ 電子申請等オンラインサービスの利用率(%)



【この指標について】「奈良電子自治体共同運営システム」(電子申請のシステム)の対象事務・対象施設におけるシステムの利用率。電子申請できるメニューの拡大や、オンラインサービスの周知により、利用率の向上を目指します。(情報政策課)



小分野 1-(4)-③

財政

基本計画

4年後のまち

- ① 社会保障費増大に対応し、かつ投資的経費も賄える強い財政運営が確立されている。
- ② 財政指標が健全な状態である。
- ③ 現在必要な事業は確実に執行しつつも、将来世代への借金が極力抑制されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ②1 法律・条例等のルールを守ること、ルール違反に伴う事務や違反對策に係る無駄な行政コストを増やさない。
- ②2 市民参加により財政をチェックする。
- ②3 健全な財政運営のための施策について、関心を持ち、理解を深め、積極的に意見を述べる。

市民2人以上でできること

- ②1 補助金等に依存することなく、自立した団体運営を行う。

事業者でできること

- ②1 法律・条例等のルールを守ること、ルール違反に伴う事務や違反對策に係る無駄な行政コストを増やさない。
- ②2 財政運営に関心を持つ。

行政の4年間の主な取組

- ①1 効率的な投資の見極めにより、公共事業などに伴う市債<sup>\*1</sup>の発行を最小限に抑え、長期的な観点からコストの削減を図ります。(財政課)
- ①2 民間事業者の活力を積極的に活用しながらサービスの向上を図るとともに、業務の効率化を推進します。(企画政策課)
- ①3 行政改革の推進や新規・主要事業のヒアリングなどを通じて、事業の有効性や効率性を評価し、事業の効率化を図ります。(企画政策課)
- ①4 納税環境を整備することにより、さらなる市民の利便性と納税意識を高めるとともに、税収確保を図ります。(収税課)
- ①5 ふるさと納税のより積極的な活用を行います。(課税課) No.104
- ②1 財政の現状と課題を分析し、無駄を省くことを基本に財政指標を健全なレベルに導き、維持します。(財政課)
- ③1 財源が許す限り、積極的な繰上償還<sup>\*2</sup>を実施します。(財政課) No.109
- ③2 市債の借入に際しては、交付税算入<sup>\*3</sup>のある優良起債<sup>\*4</sup>に限り、また償還年数も原則10年とします。(財政課)

小分野 1-(4)-③

財政

資料

現状と課題

歳入の根幹である税収は平成19年度以来減少を続けていましたが、平成24年度決算において、増加に転じました。一方、歳出は、職員数を平成20年度の945名から平成25年度には831名まで削減し、また公債費も借入期間の短縮化や積極的な繰上償還も行うことにより、いずれも決算額ベースで前者は職員給与費が平成20年度の約77.1億円(報酬、退職手当除く)から平成24年度には約68.7億円(同)となり、後者は市債残高が、平成20年度の約388億円から平成24年度には約322億円となり、経常的な経費の削減に一定程度成功しています。しかし、削減された財源は、年々増大する社会保障関係費に注ぎ込む構図となっており、経常収支比率は平成24年度において9年ぶりに90%を下回ったものの、さらなる経常経費の削減に取り組む必要があります。右表のように、平成28年度以降の経常収支比率や実質公債費比率については、市立病院建設を始め投資的経費に係る市債の償還が始まることから、償還期間中は各数値に影響があると見込まれます。

今後は、消費税の増税により、地方の社会保障財源も充実し本市においても地方消費税交付金の増加が予想されることですが、これは国債の増発に上積みされている地方交付税や不足する地方交付税の代替財源として借りている臨時財政対策債の減少につながると思われることから、これらの動向をよく把握し、地方消費税交付金の増収分を社会保障費に生かしながら、経常経費の削減や職員のコスト意識の徹底、弛まない事務事業の見直しに取り組む必要があります。

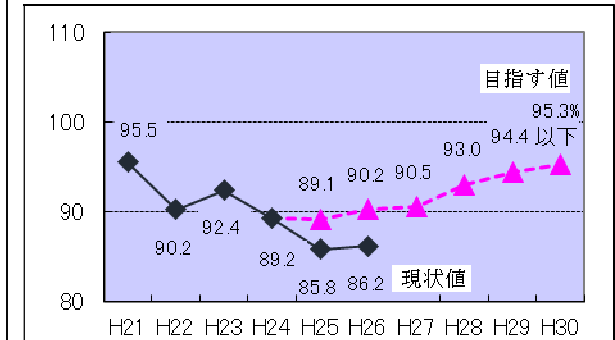
なお、平成26年度から、高山小中一貫校建設、南こども園、鹿ノ台中学校工コスクール改修、生駒幼稚園建て替え等、子育て教育分野の投資的経費が急激かつ大幅に拡大するため、特定財源の確保に全力をあげる必要があるとともに、他の分野の投資的経費の抑制、歳出化年度の平準化等に取り組む、社会保障費等の義務的な財政支出への影響を避ける必要があります。

具体的な事業

- ①1 中期財政計画作成(財政課)
- ①2 一般財源による枠配分予算の実施(財政課)
- ①3 民間委託の範囲の拡充(企画政策課)
- ①4 指定管理者<sup>\*5</sup>のモニタリング(企画政策課)
- ①5 行政改革大綱後期行動計画の推進(企画政策課)
- ①6 新規・主要事業等ヒアリングの実施(企画政策課)
- ①7 ペイジーの導入(収税課)
- ①8 ふるさと納税の市内百貨店連携事業(課税課) No.104
- ②1 経常収支比率、実質公債費比率等の財政指標のより正確な算出(財政課)
- ③1 歳出抑制による決算剰余金の予算額以上の捻出(財政課)
- ③2 市債の繰上償還の実施(財政課) No.109
- ③3 繰越金の基金への積立(財政課) No.109
- ④1 普通交付税算入率の高い優良起債の活用(財政課)

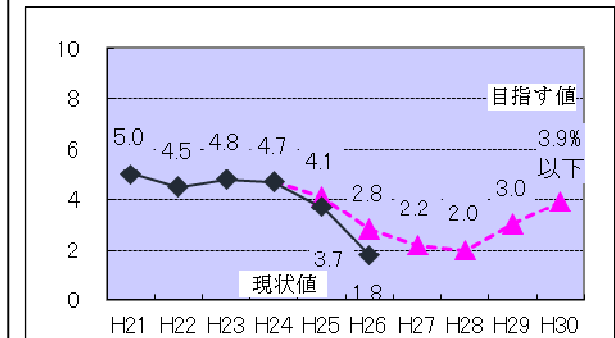
指標

① 経常収支比率(%)



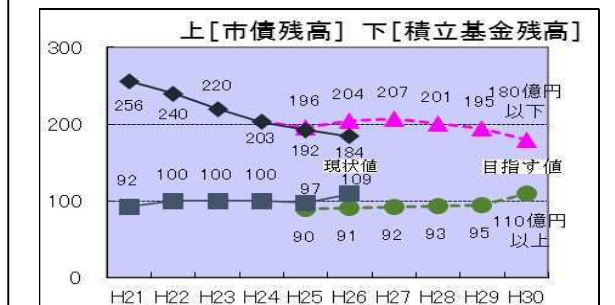
【この指標について】市の財政構造の弾力性を表す財政指標で、数値が低いほど弾力性が高いことを表します。職員定数の適正化による人件費の抑制や、行財政改革による物件費、補助費等の削減、市債の繰上償還等により、比率を抑えることを目指します。(財政課)

② 実質公債費比率(%)



【この指標について】公債費(借金の返済金)による財政負担の健全度を表す財政指標。市債の借入れを厳選してきたことにより、類似都市の水準を下回っていますが、今後も市債の借入れを極力抑え、健全な財政運営を図ります。(財政課)

③市債残高と積立基金残高[普通会計ベース](億円)



【この指標について】市債の借入れ残高、財政調整基金や減債基金などの積立基金の残高。繰上償還や繰越金の基金への積立などにより、財政の健全化を図ります。(財政課)

※1 市債:市が、資金調達のために負担する債務であり、年度を超えて返済される長期借入金のこと。  
 ※2 繰上償還:地方債の返済期間を繰り上げて償還(返済)すること。  
 ※3 交付税算入:地方債の返済金額の一部が、地方交付税の算定額に組み入れられていること。  
 ※4 起債:市債を起す(発行)すること。起債の目的、限度額、起債方法、利率及び償還の方法は、予算で定めなければならない。

※5 指定管理者(制度):公の施設(体育館や図書館、コミュニティセンターなど)を地方公共団体が指定する民間等の法人・団体(=指定管理者)に管理させ、その能力等を活用することによって、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とする制度。

小分野 1-(4)-④

職員・行政組織 【重点分野】

小分野 1-(4)-④

職員・行政組織 【重点分野】

基本計画

資料

4年後のまち

- ① 少数精鋭で効率的・効果的な組織体制となっている。
- ② 職員が能力を向上・発揮して業務を遂行している。
- ③ 社会情勢に合った柔軟な組織になっている。

行政の4年間の主な取組

- ①1 新たな昇格・昇給制度の導入により、効率的な組織体制の構築を図るとともに、事務事業の見直し、民間活力の積極的な導入、再任用制度の運用など、定員適正化計画の取組を進め、職員定数の適正化により少数精鋭の組織をめざします。(人事課) No.105
- ①2 職員の能力・実績を適正に評価する人事評価制度を全職員に導入することにより、その意欲と能力の発揮を促すとともに、適材適所の人事配置を推進し、効果的な人事管理と人材育成に活用します。また、新しい人材育成基本方針を人事評価制度へ連動させます。(人事課) No.108
- ①3 職員の時間外勤務の削減を図ります。(人事課) No.110
- ②1 優秀な人材の確保に向け、新規職員採用試験説明会の開催、採用試験内容や方法の見直し等を実施することにより、受験者の拡大を図り、人物重視の視点から職員を採用するとともに、技術職員の採用を強化します。(人事課) No.107
- ②2 職員の政策形成能力や問題解決能力などを向上させるため、多様な研修機会を提供するとともに、自己啓発への助成などを実施し、職員の意識改革と一層の能力向上を図ります。(人事課)
- ③1 市民ニーズや時代の変化を的確に捉えながら、効率的で柔軟な組織体制の構築と意思決定の迅速化を図ります。(企画政策課)
- ③2 各部課間をまたがる行政課題に対応するため、理事者及び部長級で組織する検討会議の運営や、プロジェクトチームの設置など調整機能を充実します。(企画政策課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 市が実施するアンケート調査やパブリックコメント※1で意見・要望を述べる。
- ①2 職員の対応等に対する要望を伝える。

市民2人以上でできること

- ①1 職員の対応等に対する要望を伝える。

事業者でできること

- ①1 市が実施するアンケート調査やパブリックコメントで意見・要望を述べる。
- ①2 職員の対応等に対する要望を伝える。

現状と課題

本市では行政需要の動向に配慮しながら、組織の見直しや再任用制度等の活用、民間活力の導入により、職員定数の適正化に努めてきました。また、地方分権時代に対応した人材育成に向け、階層別や専門、派遣研修などを計画的に実施しています。

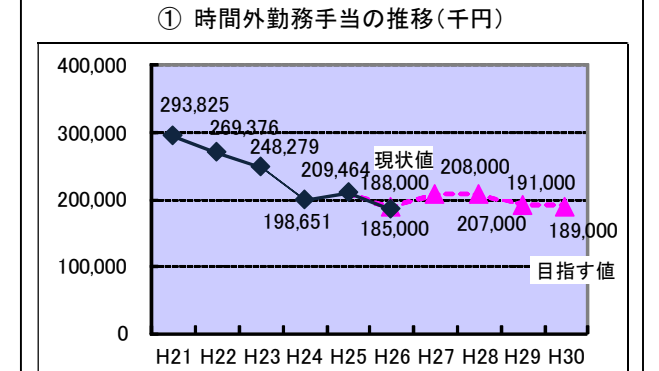
行政組織についても、市民サービスの向上や組織の簡素化などの視点で、時代の変化に対応した見直しを続けてきました。

しかし、厳しさを増す財政状況のもと、市民ニーズの多様化への対応や協働によるまちづくりを推進していくためには、人件費を抑えながら適材適所の人員配置を行うとともに、職員の意識改革と、一層の能力向上を図る必要があります。また、定員の適正化を図っていくためには、今後も継続して事務事業の効率化を図っていくとともに、プロジェクトチームを含め、柔軟な組織体制としていく必要があります。

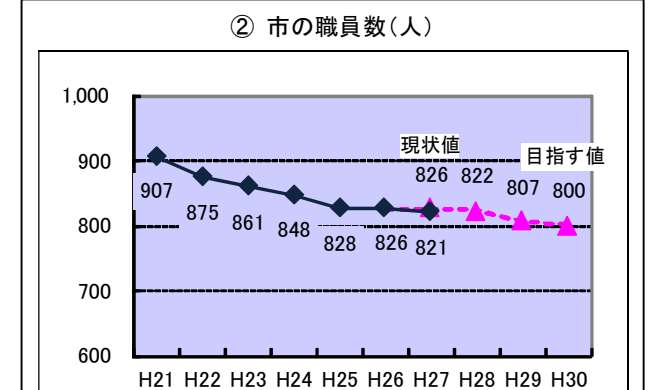
具体的な事業

- ①1 昇格・昇給制度の見直し・定員適正化計画の推進(人事課) No.105
- ①2 人事評価制度の全職員への導入・新入材育成基本方針の人事評価制度への連動(人事課) No.108
- ①3 時間外勤務命令の運用指針の見直し(人事課) No.110
- ②1 職員採用の充実・技術職員の採用強化(人事課) No.107
- ②2 職員研修の充実(人事課)
- ③1 効率的な組織に関する情報収集(企画政策課)
- ③2 プロジェクトチームの設置促進(企画政策課)

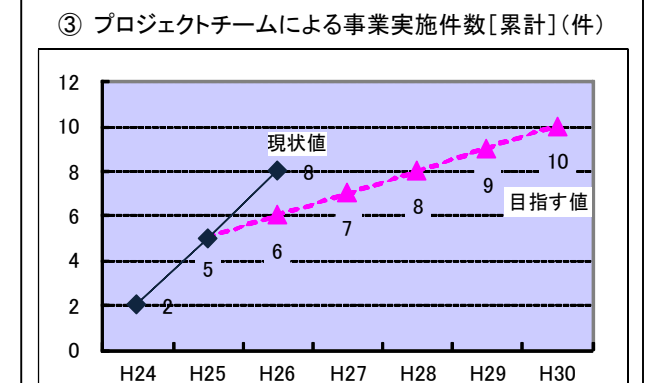
指標



【この指標について】職員1人ひとりのコスト意識が浸透することにより、総額的に時間外勤務手当を削減することを目標とします。(人事課)



【この指標について】4月1日現在の常勤の一般職の職員数(臨時・嘱託職員を除く)。生駒市定員適正化計画の目標値(平成22年906人)を踏まえ、平成30年4月1日800人(人口1,000人当たりの職員数を6.5人程度)を目指し、効率的な人員配置を行うことで職員数の削減を目指します。(人事課)



【この指標について】プロジェクトチームを設置して行った事業の件数の累計。年度毎に1件を目標とします。(企画政策課)

※1 パブリックコメント:小分野1-(4)-①参照

小分野 4-(6)-①

バリアフリー

基本計画

4年後のまち

① 公共施設や道路等のバリアフリー※1化が一層進められ、高齢者や障がい者をはじめ、安心して利用できるようになっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 バリアフリー、ユニバーサルデザイン※2の考えに基づいた人に優しいまちづくりに理解を示す。
- ①2 歩道上に自転車や障がいとなるものを放置しない等、歩行者空間を妨げないよう心がける。

市民2人以上でできること

- ①1 歩道整備等が必要と思われる箇所を調べたり点検して、市に連絡する。

事業者でできること

- ①1 店舗などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進める。
- ①2 駅舎のバリアフリー化を進める。
- ①3 ノンステップバスの導入を進める。

行政の4年間の主な取組

- ①1 誰もが安全で快適な歩行空間を確保するため、計画的に段差の解消等歩道のバリアフリー化を進めます。(管理課)
- ①2 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例※3に基づき、事業者等への指導・助言を行います。(建築課)
- ①3 高齢者や障がい者だけでなく、誰もが利用しやすい施設づくりを目指し、庁舎や学校施設、保育施設など市の公共建築物をはじめ、公園などで段差の解消、スロープ、手すりの設置等バリアフリー化を進めます。(営繕課)
- ①4 公共施設において、大きな文字、サインによる表示、障がい者等に配慮したトイレなどの設置を進めます。(営繕課) No.18【削除部分…取組①5「ユニバーサルデザイン」と重複するため】
- ①5 市が新たに整備する施設等においては、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考えを取り入れた施設設計を行うよう努めます。(営繕課)

小分野 4-(6)-①

バリアフリー

資料

現状と課題

障がい者や高齢者などが一般社会の中で、障がいのない人と同じように普通に生活することができる社会をつくるノーマライゼーションの考え方や、バリアフリーの概念の普及により、誰もが安心して快適に利用できる施設、設備、機能が求められています。

本市では、道路や公園、市の施設において段差の解消、スロープの設置など、計画的にバリアフリー化を進めています。

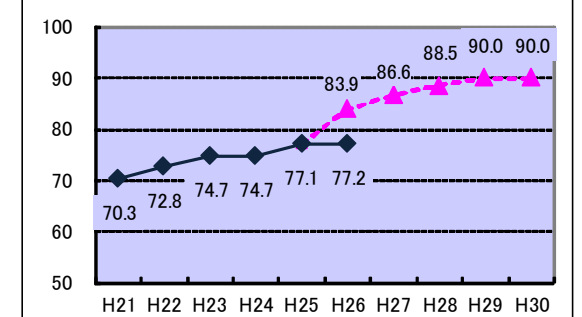
今後においても施設等のハード面の整備とともに、情報発信などソフト面での配慮・工夫に取り組んでいく必要があります。

具体的な事業

- ①1 歩道の切下げ、点字ブロック及び区画線の整備 (管理課)
- ①2 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づく助言・指導 (建築課)
- ①3 公共施設のバリアフリー化の推進 (営繕課)
- ①4 ユニバーサルデザインに考慮した公共施設設備の推進 → 公共施設のトイレ洋式化の推進 (営繕課) No.18【削除部分…①5と重複するため】
- ①5 ユニバーサルデザインに配慮した公共施設整備の推進 (営繕課)

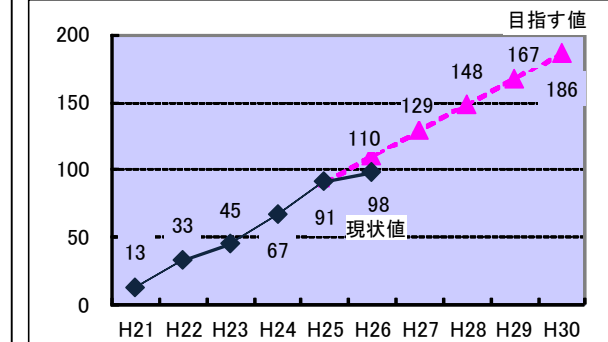
指標

①1 幹線道路におけるバリアフリー化された歩道延長の割合(%)



【この指標について】 幹線道路におけるバリアフリー化された歩道延長の割合。道路や地形的な環境から、実現可能な値として平成30年度には90%を目指します。(管理課)

①2 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づく届出件数[累計](件)



【この指標について】 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、商業施設や病院など多くの方が利用する建築物等のバリアフリー化を促進することにより、障がい者、高齢者をはじめとするすべての市民が安全で快適に利用できる建築物や生活環境の整備を推進しています。(建築課)

※1 バリアフリー(化):小分野 2-(4)-③参照

※2 ユニバーサルデザイン:障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、できるだけすべての人が利用しやすいように配慮された環境や建物、製品などのデザイン(設計)を指す。

※3 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例:障がい者、高齢者等をはじめ全ての県民にとって安全で快適な生活環境の整備を推進し、県民の福祉の増進を目的として制定された条例。条例に基づき、百貨店、レストラン、店舗などの公共的施設に福祉的整備をし、整備基準への適合を求めるとともに、整備基準を満たした公共的施設に適合証を交付している。

小分野 4-(7)-①

災害対策

基本計画

4年後のまち

- ① 防災・減災のため、耐震化などの予防対策が進んでいる。
- ② 災害発生時に安全に避難できる体制が整っている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 所有または管理する建築物・擁壁・塀の耐震化等安全性の向上を図る。
- ② 1 災害時に迅速に避難できるように、非常持出品の準備や避難経路を確認するなど日頃から心がける。

市民2人以上でできること

- ① 1 市が作成したマニュアルシートをもとに、所有するため池を適切に管理する。
- ② 1 過去の災害状況や総合防災マップ等で、地域の危険箇所や避難経路を確認し避難計画を作成する。

事業者でできること

- ① 1 電気・ガス等の事業者はライフラインの耐震性を高める。
- ① 2 建設関係事業者は耐震性のある建築物等を建設する。
- ① 3 所有または管理している建築物の耐震化等安全性の向上を図る。
- ② 1 福祉関係事業者は福祉避難所として災害時要援護者の受入れ体制を整える。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 市民や建築物の所有者が耐震診断や耐震改修に踏み出せるよう、耐震診断・改修補助事業を継続するとともに、一般的な相談、建築物に関する専門的な相談を継続して実施します。(建築課)
- ① 2 耐震診断に基づき市庁舎及び市民体育館の適切な改修を実施します。(総務課・スポーツ振興課) No.27
- ① 3 河川等の適正な維持管理及び水防倉庫の資機材管理等の水防対策を行います。(管理課)
- ① 4 大和川流域総合治水対策事業として、ため池治水利用施設の整備を行います。(土木課)
- ② 1 災害発生に備えて、防災拠点に資機材等を整備します。(危機管理課)
- ② 2 災害情報等の提供について多様な情報伝達手段を検討し導入を図ります。(危機管理課)
- ② 3 避難計画の作成を支援するため、総合防災マップ等を用いて危険箇所についての的確な情報提供に努めます。(危機管理課・事業計画課・建築課) No.28
- ② 4 災害時の緊急車両や救援物資の輸送路として位置づけられている緊急輸送道路上の橋梁について、優先的に耐震化を実施することで、災害時の通行機能を確保します。(土木課・事業計画課)
- ② 5 地域防災計画を見直し、広域的な連携体制を含め、大規模災害発生時に迅速に対応できる体制を整えます。(危機管理課)

小分野 4-(7)-①

災害対策

資料

現状と課題

地震や風水害などによる大規模な災害から、市民を守り、被害を最小限にとどめるための防災対策が重要になっています。

本市では、災害に備え各種設備の拡充や体制の確立を進めるとともに、総合防災マップ等を配布し、危険な場所の周知や取組等の情報を提供し、市民の防災意識の啓発を行っています。今後も多様な方法で情報提供や支援を行い、防災・減災意識の向上に努めていく必要があります。

さらに、市有建築物の耐震化を計画的に進めるとともに、一般建築物の耐震化のための各種補助金や相談窓口を実施し、耐震化を促進していく必要があります。

一方、都市化の進展により、雨水の貯留・浸透機能は年々失われつつあります。これに加え、近年局地的に集中豪雨が頻発しており、水害の発生により拍車をかけています。今後も計画的、継続的な河川改修や調整池の整備等が必要です。

また、ため池について、地元において維持管理していく上で費用負担が伴うため、支援していく必要があります。

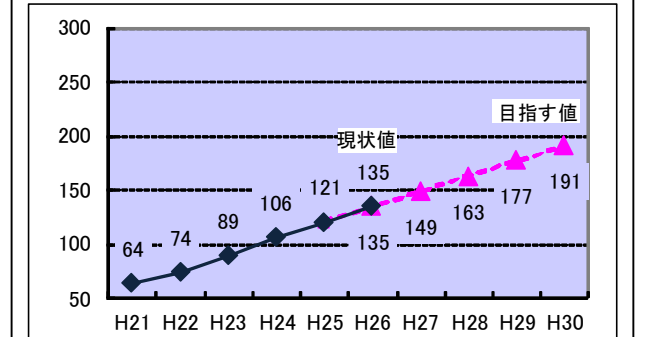
さらに、災害発生時に速やかに対処するために、対応のマニュアル化や情報提供システムを構築し、防災体制を充実させていくことが必要です。

具体的な事業

- ① 1 各種耐震診断・改修補助事業(建築課)
- ① 2 市庁舎耐震改修事業(総務課) No.27  
市民体育館耐震改修事業(スポーツ振興課)
- ① 3 調整池浚渫事業(管理課)
- ① 4 竜田川流域総合治水対策事業(土木課)
- ② 1 避難所等整備事業(危機管理課)
- ② 2 災害時情報伝達手段確立事業(危機管理課)
- ② 3 防災・減災啓発事業(危機管理課)  
生駒市耐震改修促進計画の推進(建築課)  
土砂災害特別警戒区域を含めたハザードマップの作成、全世帯配布(危機管理課)
- ② 4 橋梁耐震化事業(土木課・事業計画課)
- ② 5 地域防災計画改定事業(危機管理課)

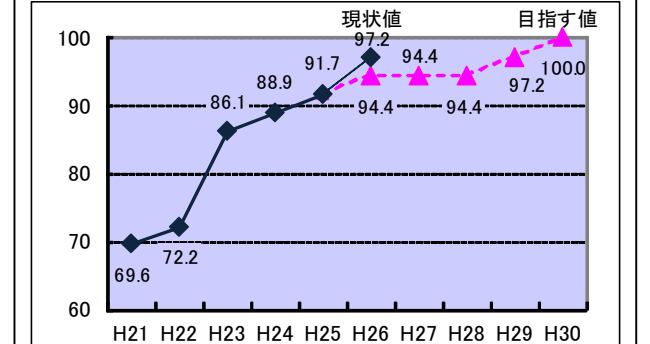
指標

① 改修補助等により耐震化した住宅の件数[累計](件)



【この指標について】住宅の耐震改修工事の補助制度等を利用して耐震化された住宅の累計件数。住宅の所有者が自ら「生命・財産を守る」ことを基本としつつ、そのための支援として補助制度の利用を促進し、災害に強い安全な住宅環境の確保を目指します。(建築課)

② 避難施設の耐震化率(%)



【この指標について】避難所36箇所に対する耐震基準を満たしている避難所の割合。災害時に重要な拠点となる避難施設の耐震化を、優先的かつ計画的に進めます。(危機管理課)

小分野 4-(7)-②

自主防災

基本計画

4年後のまち

- ① 地域で自主防災会の結成が進み、防災訓練の実施が活発になっている。
- ② 防災・減災に対する意識が高まり、各家庭で災害への備えに取り組んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 地域の自主防災会の訓練等に参加する。
- ② 防災に対する意識を持ち、食料や飲料水、燃料などの非常持出品を準備するなど、災害への備えを行う。
- ③ 家具の転倒防止など安全対策をとる。
- ④ 勤務先での被災に備え、無理に帰宅を急がず勤務先に留まるための準備をするとともに、自宅に帰宅する場合に備え、普段から帰宅経路等を確認しておく。

市民2人以上でできること

- ① 地域内で自主防災会を設立し、地域防災力の向上を図る。
- ② 災害時には、初期消火活動や救助、救護活動に当たる。

事業者でできること

- ① 事業所における防災訓練を実施する。
- ② 災害時に市民や地域と連携し、初期消火活動や救助、救護活動を行う。
- ③ 事業所施設・設備の災害に対する安全性を高める。
- ④ 防災用資機材の点検と備蓄を行うとともに、災害時に物品提供などの協力を行う。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 自主防災会の結成を促進し活動の活性化を図るための支援を行います。(危機管理課)
- ② 1 各種市民団体等による訓練を支援します。(危機管理課)
- ③ 1 自主防災会、事業者等、複数の団体が連携できる防災訓練を実施します。(危機管理課)
- ② 1 住民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙・ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育など様々な方法で、防災に関する情報を提供し、市民の防災意識の醸成を図るための啓発活動を行います。(危機管理課)
- ② 2 防災用品の紹介等を行い、各家庭での家具の転倒防止策や家庭内備蓄を推進します。(危機管理課)
- ② 3 災害時徒歩帰宅訓練を実施します。(危機管理課)

小分野 4-(7)-②

自主防災

資料

現状と課題

近年、各地で災害が続き、市民の安全・安心に対する関心が高まっています。

本市では、住宅開発による新しい住民の増加、さらに価値観の多様化や核家族化の進行に伴い、地域のコミュニティ意識が希薄になっています。また、層間は女性、子ども、高齢者の割合が高く、災害が発生した場合の体制を整備する必要があります。

また、近い将来発生するといわれている南海トラフ巨大地震など大規模広域災害が発生した場合、市役所・消防・警察など公的機関による消火・救出・救護活動(公助)には、限界があります。

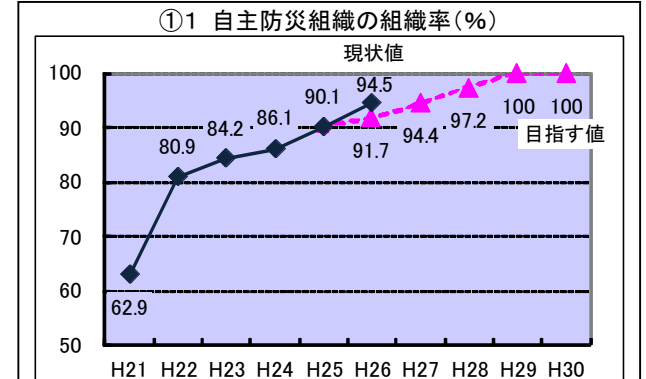
災害時に円滑な避難・救援を行えるようにするためには、自主防災組織の育成を支援し、地域コミュニティ意識の向上と防災知識の普及を図っていくとともに、市民参加による実践的な防災訓練等を実施し、地域の防災力の向上を図っていく必要があります。

また、学校や企業を含めた地域防災力を向上させるため、多様な方法で防災意識の啓発と知識の向上を図ることが必要です。

具体的な事業

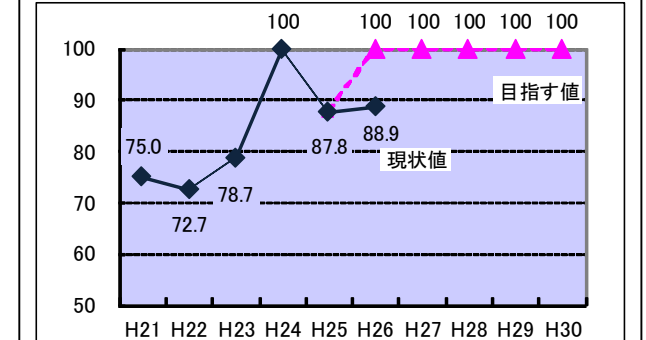
- ① 1 自主防災会活動促進事業(危機管理課)
- ① 2 自主防災会活動促進事業(危機管理課)
- ① 3 自主防災会活動促進事業(危機管理課)
- ② 1 防災・減災啓発事業(危機管理課)
- ② 2 防災・減災啓発事業(危機管理課)
- ② 3 災害時徒歩帰宅訓練の実施(危機管理課)

指標



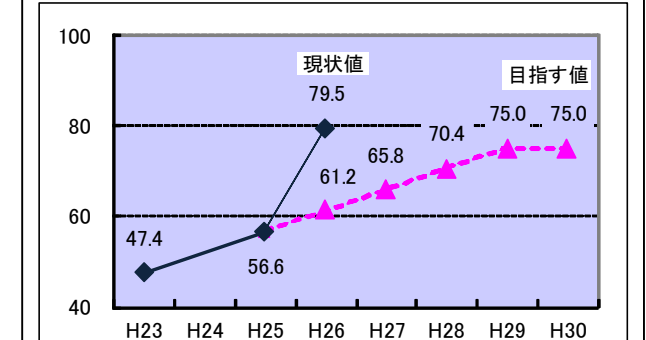
【この指標について】市全体の世帯数に対する自主防災会のある地域の世帯数の割合。生駒市地震防災対策アクションプログラムの目標値(平成24年76%)を踏まえ、地域での災害に対する即応力を高めるため、自主防災組織の設置を促進します。(危機管理課)

① 2 自主防災組織が主体となった災害対応訓練の実施率(%)



【この指標について】年1回以上、主体的に災害対応訓練を実施している自主防災会の割合。生駒市地震防災対策アクションプログラムの目標値(平成24年100%)を踏まえ、全自主防災会が災害等の対応訓練を実施していることを目指します。(危機管理課)

② 家庭内備蓄や家具転倒防止等の家庭での実施率(%)



【この指標について】家庭内備蓄や家具転倒防止等、災害時に対して何らかの備えを行っている家庭の割合。平成23年度実施の「たけまるモニター」で47.4%であったのを踏まえ75%の実施率を目指します。(危機管理課)

小分野 4-(7)-③

消防

基本計画

4年後のまち

- ① 市民に火災予防の意識が浸透し、各自が防火対策を行っている。
- ② 消防力が強化され、消火、救急体制の整備が進んでいる。
- ③ 救急現場に居合わせた人が、救命処置を実施することにより、救命率が向上している。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 火の取扱いに注意する。
- ② 1 住宅用火災警報器を設置する。
- ③ 1 防火講習・避難訓練に参加する。
- ④ 1 救命講習会に積極的に参加し、救命手当の仕方を身につける。

市民2人以上でできること

- ① 1 自主防災活動に参加する。
- ③ 1 救命処置が必要な人を見たら積極的な救命処置の連携を行う。

事業者でできること

- ① 1 従業員や来店客を想定した避難訓練を行う。
- ③ 1 初期消火活動や救助及び救護活動に当たる。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 出火防止、防火指導の強化や火災予防広報、防火意識の啓発を推進します。(予防課)
- ① 2 住宅用火災警報器について、消防ホームページ及び広報紙による普及啓発や、一人暮らし高齢者宅及び一般家庭に対して防火訪問を実施し、未設置世帯への設置の促進を図ります。(予防課)
- ① 3 防火指導や防災訓練に、地域の自治会や事業所等の積極的な参加を促進します。(予防課)
- ① 4 一人暮らしの高齢者宅を防火訪問し、火災予防活動を推進します。(予防課・消防署)
- ② 1 多種多様な災害に対応できるよう消防活動訓練の強化を行います。(消防署)
- ② 2 事業所や店舗等へ立入検査を行い、火災予防上不備な点や危険箇所を改修するよう指導します。(予防課・消防署)
- ② 3 消火、救急及び救助活動に使用する消防車両等の機械器具の整備や維持管理を行います。(警防課)
- ② 4 消防水利(消火栓、防火水槽など)を常時使用可能となるよう管理を行います。(消防署)
- ② 5 広域的な災害に対応するため、近隣市町村と連携し、迅速かつ集中的な指令業務を行うため、奈良市と共同運用の整備を行います。→奈良市との通信指令業務の統合の円滑な推進と、さらなる連携を検討します。(警防課) No.29
- ② 6 消防団活動の充実を図るため、消防学校等の団員研修の受講や各種訓練へ積極的に参加します。(総務課)
- ② 7 「消防改革検討結果報告書」に基づき、消防力の強化・組織改革を推進します。(総務課) No.30
- ③ 1 市民の方々に救命手当の仕方を身につけてもらえるよう、救命講習会を実施します。(消防署)
- ③ 2 救急体制の充実強化と、救急救命士の養成や処置範囲拡大に対応する研修及び再教育を行うとともに、医療機関との連携をさらに深め、高度な救命処置の実施による救命率の向上を図り、救急業務高度化を推進します。(警防課)
- ③ 3 救急車の適正な利用の促進対策を図るため、パンフレット、広報紙、ホームページ等を活用した啓発を実施します。(警防課) No.31

小分野 4-(7)-③

消防

資料

現状と課題

市民への防火啓発や、建築物の検査等を積極的に行い、火災予防に努めるとともに火災による死者の発生を最小限にするため、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されたことを受け、実態を把握し設置の推進に努めています。

大規模地震の発生や、近年の災害の多様化、大規模化、市民ニーズの変化など消防を取り巻く環境の変化に適切に対応するためには、消防本部・消防署の消防力を強化し、大規模災害には、大きな戦力となる消防団の強化や、広域的な応援体制も推進しなければなりません。

複雑な災害対応、広域的な応援や財政面の効率化等を行うためには、本市と奈良市がそれぞれで行っていた通信指令業務を共同して、運用する必要があります。

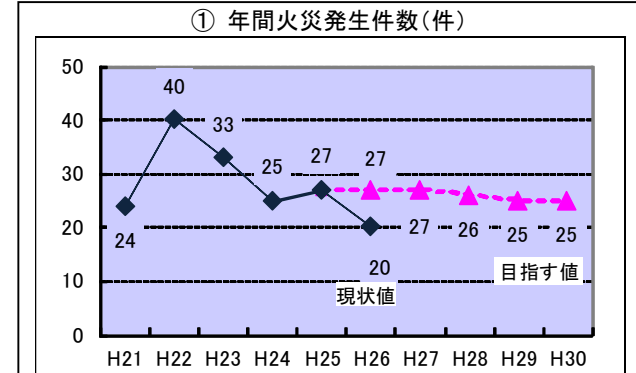
また、高齢者や軽症者の要請などにより増加している救急出動に対応するため、救急医療体制を強化するとともに、救急車の適正利用の対策を進めなくてはなりません。

これらの対策とともに、救急救命士の養成など多様な専門分野に対応できる職員を育成していく必要があります。

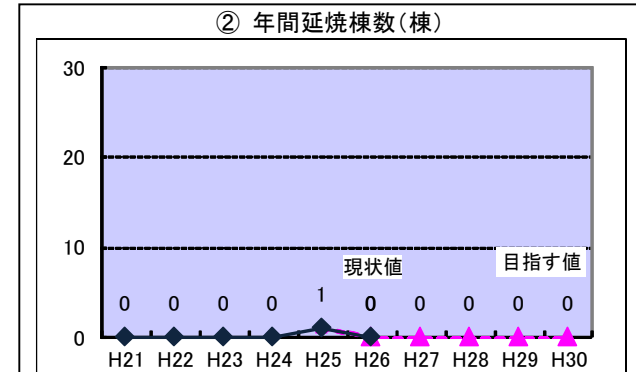
具体的な事業

- ① 1 大規模防災運動・防火広報活動(予防課)
- ① 2 防火訪問等による住宅用火災警報器設置促進(予防課)
- ① 3 防火・防災訓練促進及び指導(予防課)
- ① 4 一人暮らし高齢者宅防火訪問(予防課・消防署)
- ② 1 消防活動訓練の強化(消防署)
- ② 2 立入検査(予防課・消防署)
- ② 3 消防車両・消防機械器具の整備(警防課)
- ② 4 消防水利の維持管理(消防署)
- ② 5 通信指令業務共同化事業 → 奈良市生駒市消防指令センターの共同運用(警防課) No.29
- ② 6 消防団活動の充実強化(総務課)
- ② 7 「消防改革検討結果報告書」に基づく実施項目の進行管理表の作成と事業の推進(総務課) No.30
- ③ 1 救命講習会(消防署)
- ③ 2 救急業務の高度化(警防課)
- ③ 3 救急車の適正利用の周知普及啓発(警防課) No.31

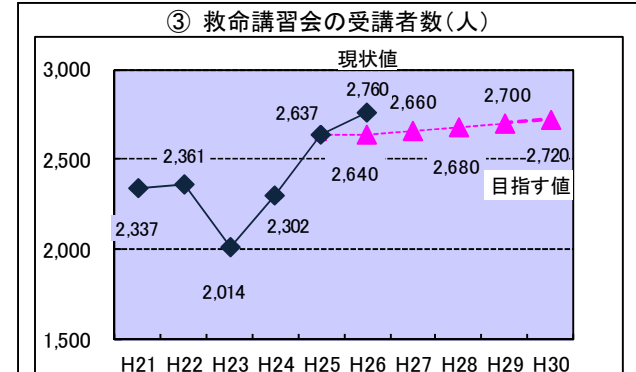
指標



【この指標について】建物のほか、林野や車両などの火災発生件数。(年単位)  
防火意識の啓発などにより過去5年間(平成20~24年)の平均発生件数(31件)より少なくなることを目指します。(予防課)



【この指標について】火災における延焼(出火元以外へ火が燃え広がること)した棟数。(年単位)  
速やかな消火活動により、延焼させないことを目指します。(予防課)



【この指標について】市が実施する救命講習会の受講者数。(年度単位)  
救命率の向上を図るためには、救急現場に居合わせた人による救命処置が重要となります。市民の方々に救命手当の仕方を身につけてもらえるよう、救命講習会への参加を促進し、受講者数の増加を目指します。(消防署)

小分野 4-(8)-①

交通安全

基本計画

4年後のまち

① 歩行者も交通用具利用者もみんなが、交通ルール・交通マナーを守る意識が高まり、安全に道路が利用されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 交通ルール、交通マナーを守る。
- ①2 迷惑駐車・駐輪をしない。
- ①3 チャイルドシートやシートベルトを着用する。
- ①4 反射材やヘルメットなどの交通安全グッズを装着、着用する。

市民2人以上でできること

- ①1 不法駐車、迷惑駐車・駐輪防止のための啓発を推進する。
- ①2 交通ルール、交通マナーを守るように啓発を行う。

事業者でできること

- ①1 交通ルール、交通マナーを守る。
- ①2 シートベルトを着用する。
- ①3 従業員への安全運転教育・対策を行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 広報紙・ホームページによる啓発、交通安全運動等を実施し、交通安全の啓発に努めます。(生活安全課)
- ①2 高齢者の交通安全意識の高揚を図り、高齢者の交通安全の模範となるシルバーリーダーを委嘱するとともに、高齢者自転車大会を開催します。(生活安全課)
- ①3 保育園・幼稚園・小中学校において、交通指導員による交通安全教室を行います。(生活安全課)
- ①4 不法・迷惑駐車・駐輪を防止するため、地域や関係機関と連携して啓発を行います。(生活安全課)
- ①5 生駒・東生駒駅周辺を違法駐車等防止重点地域に指定し、交通指導員による巡回・啓発活動を行います。(生活安全課)
- ①6 生駒駅・東生駒駅・白庭台駅・学研北生駒駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車等の撤去を重点的に行います。(生活安全課)
- ①7 交通事故が多発する交差点や危険箇所を把握し、信号機や横断歩道などの設置を関係機関に要望します。(生活安全課)
- ①8 カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設を整備・管理します。(土木課)
- ①9 教育委員会、道路管理者、各学校、PTA(育友会)及び警察において通学路の合同点検を毎年実施し、対策箇所と対策状況について公表します。(教育総務課・生活安全課・土木課・事業計画課) No.70
- ①10 ゾーン30を毎年1箇所警察と指定するとともに、道路整備等を実施します。(生活安全課・土木課・事業計画課) No.71

小分野 4-(8)-①

交通安全

資料

現状と課題

交通事故の発生件数や死傷者数は、交通安全意識の啓発のほか、シートベルトの着用、飲酒運転事故の減少などから、近年、減少傾向にあります。高齢者が占める割合は増加傾向にあります。高齢化が進む中、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代においても、高齢者に配慮した交通マナーを啓発・実践する必要があります。

また、自動車の保有台数は増加しており、今後も安全対策が重要です。

幼児から成人まで、段階に応じた交通安全教育を行い、交通安全の重要性を認識してもらうとともに、近年増加している自転車による事故についても、安全利用に関して指導を行っていく必要があります。さらに、交通安全思想を普及するため、啓発・教育の手法を見直す必要があります。

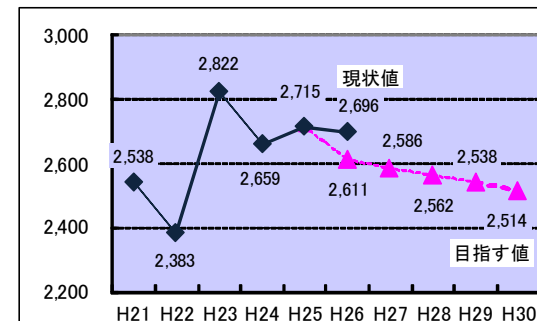
道路においては、子どもを事故から守り、高齢者、障がい者が安全にかつ安心して外出できるように、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備していくとともに、危険箇所の整備、交通安全施設の整備・管理、ゾーン30の指定を推進していくことが必要です。

具体的な事業

- ①1 交通安全啓発事業(生活安全課)
- ①2 高齢者交通安全推進事業(生活安全課)
- ①3 交通安全教室の開催(生活安全課)
- ①4 不法・迷惑駐車・駐輪防止事業(生活安全課)
- ①5 重点地域違法駐車防止事業(生活安全課)
- ①6 放置自転車撤去事業(生活安全課)
- ①7 交通危険箇所の把握(生活安全課)
- ①8 交通安全施設整備事業(土木課)
- ①9 通学路安全対策事業(教育総務課・生活安全課・土木課・事業計画課) No.70
- ①10 ゾーン30整備事業(生活安全課・土木課・事業計画課) No.71

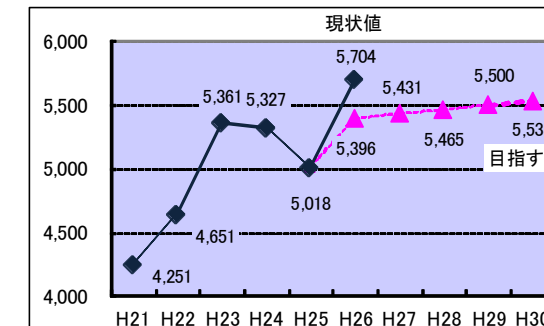
指標

①1 交通事故の発生件数(件)



【この指標について】人身事故及び物損事故の年間の発生件数。本市の交通事故発生件数は、類似団体の中でも低い水準にあることから、引き続き交通安全に関する啓発や交通安全施設の整備等により、現在の水準以下となることを目指します。(生活安全課)

①2 交通安全教室の参加人数(人)



【この指標について】市内の保育園・幼稚園・小学校等で実施する交通安全教室への参加者数。平成29年度には市内すべての保育園・幼稚園・小学校で、交通安全教室を実施することを目指します。(生活安全課)

小分野 4-(8)-②

防犯・消費者保護

基本計画

4年後のまち

- ① 防犯意識が高まり、地域内のコミュニケーションが活発で互いの助け合いが広がっている。
- ② 市民の消費生活に関する意識・知識が高まり、消費者トラブルにも適切に対応できている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 地域の犯罪発生情報に注意する。
- ② 1 防犯意識を高め、戸締まりを徹底し、外出時の声掛けを行う。
- ② 1 消費生活に関する知識や情報を取得する。
- ② 2 悪質な事業者等の情報を提供し、また情報を取得する。

市民2人以上でできること

- ① 1 地域ぐるみで声かけ・あいさつ運動をする。
- ① 2 地域住民への啓発・教育を行う。
- ② 1 消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努める。

事業者でできること

- ① 1 犯罪に対する情報提供を行う。
- ② 1 法令等を遵守した事業活動を行う。
- ② 2 商品等の品質に関して必要な情報提供を行う。
- ② 3 公正な取引を確保する。
- ② 4 苦情に対して適切な処理を行う。
- ② 5 市が実施する消費者施策に協力する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 地域による自主防犯の活動・連携を支援・促進します。(生活安全課)
- ① 2 関係団体と協力して暴力排除推進協議会の活動を推進します。(生活安全課)
- ① 3 関係団体と協力して防犯協議会の活動を支援します。(生活安全課)
- ① 4 子どもが犯罪に巻き込まれないよう「こども110番の家」の設置を推進します。(生活安全課)
- ① 5 出前防犯教室を実施し、意識啓発や情報提供を行います。(生活安全課)
- ① 6 家庭・地域・学校と連携した防犯教育を行います。(生活安全課)
- ① 7 警察などの関係機関との連携による活動を行います。(生活安全課)
- ① 8 通学路を中心とした防犯カメラの設置について、検討を開始します。(生活安全課) No.72
- ① 9 特殊詐欺防止装置の購入に対して、高齢者等に補助金を交付するとともに、広報・ホームページ等で啓発します。(生活安全課) No.73
- ② 1 地域で消費生活に関するトラブルを解決できるよう、地域ボランティア養成講座を開催します。(消費生活センター)
- ② 2 消費生活センターのホームページの充実を図ります。(消費生活センター)
- ② 3 消費者保護条例に基づき、市民の意見等を反映した消費者施策を実施します。(消費生活センター)
- ② 4 消費生活に関する相談がしやすく、開かれた相談窓口となるよう努めます。(消費生活センター)
- ② 5 消費者保護施策の充実を図るため、国、県、国民生活センターなどの関係機関との連携強化を図ります。(消費生活センター)
- ② 6 多重債務者の生活再建支援のため、関係機関や弁護士会・司法書士会との連携強化を図ります。(消費生活センター)
- ② 7 消費者保護条例に基づき、事業者に対して適切な指導を行います。(消費生活センター)
- ② 8 教育委員会並びに関係機関と連携を図り、消費者教育を推進します。(消費生活センター)

小分野 4-(8)-②

防犯・消費者保護

資料

現状と課題

本市においては、住民の防犯に対する意識が高く、暴力や犯罪のないまちづくりの実現のため、暴力排除推進協議会や防犯協議会の設置、子どもたちの安全確保のための「こども110番の家」の設置などを行っています。市内における刑法犯罪発生件数は、平成14年をピークに減少傾向にあります。

消費者保護については、平成20年4月から消費者保護条例が施行され、地域への出前講座や講習会等の実施、相談窓口の充実など、消費生活センター機能の強化を図っています。

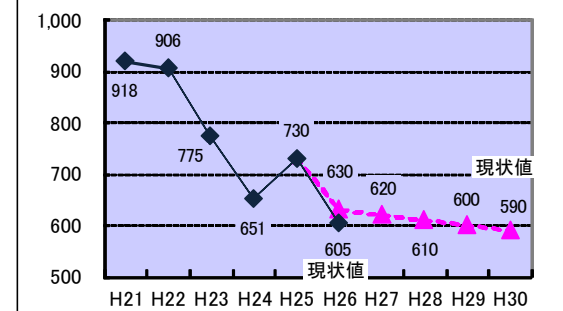
今後、防犯については、犯罪の起こりにくい明るいまちづくりの実現のため、地域の自主防犯意識のさらなる高揚を図り、地域の防犯ネットワークの構築を推進していくことが必要です。また、消費者保護については、消費者保護条例の適正な運用を図るための施策を推進していくとともに、地域ボランティアの育成、市民の正確な判断力を高めるための消費者教育及び速やかな情報提供が必要となっています。

具体的な事業

- ① 1 自主防犯活動支援・促進事業 (生活安全課)
- ① 2 暴力排除推進協議会推進事業 (生活安全課)
- ① 3 防犯協議会支援事業 (生活安全課)
- ① 4 こども110番の家推進事業 (生活安全課)
- ① 5 出前防犯教室実施事業 (生活安全課)
- ① 6 防犯教室実施事業 (生活安全課)
- ① 7 警察との連携活動 (生活安全課)
- ① 8 通学路防犯カメラ設置補助事業 (生活安全課) No.72
- ① 9 特殊詐欺防止装置購入補助事業 (生活安全課) No.73
- ② 1 ボランティア養成事業 (消費生活センター)
- ② 2 情報提供事業 (消費生活センター)
- ② 3 施策実施事業 (消費生活センター)
- ② 4 相談事業 (消費生活センター)
- ② 5 消費者施策充実事業 (消費生活センター)
- ② 6 生活再建支援事業 (消費生活センター)
- ② 7 不当取引行為是正事業 (消費生活センター)
- ② 8 消費者教育推進事業 (消費生活センター)

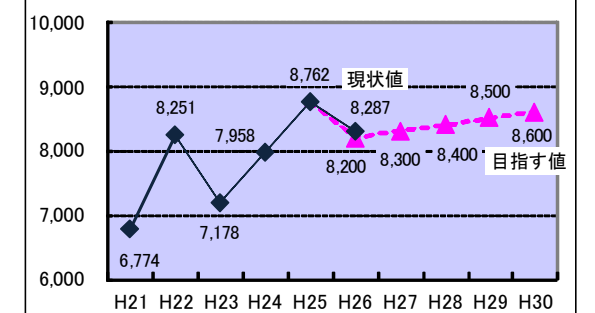
指標

①1 刑法犯罪発生件数(件)



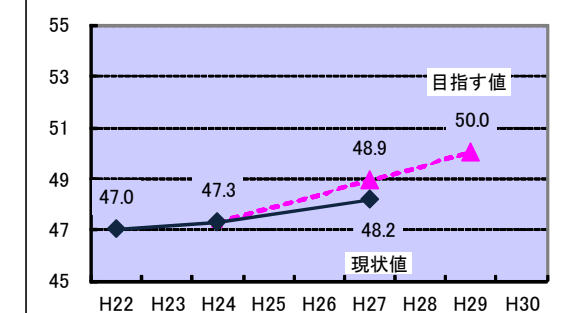
【この指標について】生駒警察署において強盗や傷害、詐欺などの刑法犯罪の発生があったと認められた件数。本市の刑法犯罪発生件数は、類似団体の中でも低い水準にあることから、引き続き防犯に対する啓発や警察等関係機関との連携により、現在の水準以下となることを目指します。(生活安全課)

①2 出前防犯教室の参加人数(人)



【この指標について】市が保育園・幼稚園・小学校へ出向いて、子どもたち、保護者及び先生を対象に実施する防犯教室の参加人数。安全意識の高揚を図るため、過去に実施した実績を踏まえて、参加人数の増加を目指します。(生活安全課)

② 消費者相談などの消費者保護対策の満足度(点)



【この指標について】「市民満足度調査」における一般市民の消費者保護対策に対する満足度を、平成29年度には50点を目指します。(生活安全課・消費生活センター)